

令和 2 年度 執務方針

(令和 2 年 3 月 2 日)

浄土宗宗務総長 川 中 光 教

本日ここに第 123 次定期宗議会が招集されましたところ、議員諸大徳におかれましては新型コロナウイルス流行の中、本宗のため万難を排してご参集賜り、深甚の謝意を申しあげます。

先程決定しました会期は、通常とは異なる議事日程であります。様々なお考えがありましたけれども、皆様の安全を保ちながらご参集の意義を活かし、限られた時間で議論が集約されることを念じております。

また、本宗では令和 2 年 2 月 26 日付「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた行事開催の基本方針」を策定、健康と安全の確保、感染拡大防止の観点から対応を検討しております。

受付前の体温測定等、常にはないお手間をおかけしております。出来得る限りの方策を尽くし、本宗の重大会議をつつがなく遂行いただけるよう努めておりますので、何卒ご理解ご協力をお願い申し上げます。

さて、去る令和元年 11 月 19 日、第 122 次臨時宗議会におきまして宗務総長として私を選出していただきました。速やかな始動を期し、12 月 1 日付で、宗務役員名越邦博（総務担当）・光岡素生（教学担当）・宮林雄彦（社会担当）、企画調整室長として杉森隆志、の 4 名の特別職を選任いたしました。所管の業務を掌理し我々をサポートする総務部長藤野俊秀・教学部長稲田泰雄・社会部長中島行雄を加え、8 名の内局で宗務行政にあたってまいります。議員各位には叱咤激励を賜りますよう、衷心よりお願い申し上げます。

我々は現在、社会の大きな転換期に直面しております。日本の経済的・人口的縮小は止められません。その中で、宗祖法然上人のみ教えを未来へつなぎ、浄土宗寺院の存続をはかるには、今動かなければなりません。浄土宗が 850 年の伝統によって世間から信頼をいただいている、これは間違いありません。しかし現在、そして未来を見据えたとき、伝統教団の看板に胡坐をかき、手をこまねいていられる状況にないことも明らかであります。この危機意識が共感を得たことから、今般私に宗政をお託しいただいたと思っております。

掲げました公約を、改めて述べさせていただきます。

・浄土宗開宗 850 年慶讃事業を旗印に、いま一度総大本山と浄土宗とが各々綿密な連携を取り、既存の檀信徒に対する教化を深めると共に、宗内外問わず、一人でも多くの人に浄土宗の教え、お念佛の救いが届くように努めます。

・全国約 7,000 カ寺の寺院の存続を目指し、支援制度の拡充に努めると共に、兼務住職申請はじめ手続きの簡便化等、時代の潮流に沿った制度の改革をはかります。

・僧侶と僧侶、寺院と寺院、都市部と地方、被災地と全国をつなげる互助体制を充実させます。

・浄土宗や各寺院が社会からの信用と信頼を失わないように、まずは当職をはじめ特別職、宗務庁職員から法令遵守に努める姿勢を示します。

・以上を遂行し、本宗教師から「浄土宗で良かった」と思っていただけの宗政を目指します。

豊岡前宗務総長が進められた機構改革を引継ぎ、成就させたい。前内局で宗政の一端を担っておりました私だからこそできる、しなくてはならないと自任しております。改革を止めない、それは皆の思いであるはずです。今議会にご提案しております審議会構想に係る議案も、そのための法整備であります。この意お汲みいただき、何卒慎重ご審議のほど願います。

なお、今春総本山知恩院では国宝御影堂大修理を円成され、落慶遷座法要が奉修されます。新型感染症が収束した折には、是非この勝縁に祖山までお運びいただき、一人でも多くの皆様とこの法悦を共有いたしたいと存じます。

それでは、部室ごとに令和 2 年度の執務方針を申し述べます。

【総務部関係】

まず、光り輝く浄土宗のために、宗務庁がなすべきことは、教線の拡張または維持を担う全国の各寺院ならびに教師の下支えであります。それぞれの寺院が活発に活動し光り輝くことで、本宗全体がさらに大きな光となるものと認識しております。そのためには、宗門法制に則り寺院を運営することが、

社会的信頼を得るという極めて重要なことにつながっていると、寺院住職にご認識いただかねばなりません。よって、各種登録申請や届出において、適正な手続きへと働きかけを行う体制を進めてまいります。

なお、これまで積み残してきました長期無住職寺院ならびに一宗課金滞納寺院の問題につきましては、それぞれ解消に向けて引き続き対策を講じてまいります。

また、後継者問題の対策として、登録制度のさらなる広報や、各教区・団体で行われるお見合い事業・住職後継事業への助成拡大など、施策を実施してまいります。

さらに、新たな取り組みとして、先述しました当職就任時の公約であります兼務住職寺院の負担軽減、小規模寺院の支援については、それぞれ関係機関に諮りながら施策構築に向け、検討を開始いたします。

次に、防災・減災の取り組みにつきましては、教区災害担当者を中心に、教区内の体制構築や研修会の開催などを企画いただくべく協力体制を整えてまいります。災害発生時の調査、救援活動には、教区長および教区災害担当者と情報の共有を行い、密な連絡を取れるよう努めます。なお、東日本大震災以来実施しております、災害ボランティアを行う浄土宗関係者への活動支援については継続し、また、さらなる充実化が必要であるとの認識に立ち、令和2年度より、ボランティアの方々への安全確保と迅速な活動を支援すべく、「浄土宗災害ボランティア会員制度」を制定いたします。これは、年度当初にボランティア登録の募集を行って研修会を開催し、知識を得て活動を実施いただく施策であります。

本宗が行う災害発生時の調査につきましては、この度の機構改革により災害調査と建物共済調査との一元化が叶い、二重調査の解消となりました。審査につきましても、災害対策委員会の審査と共済審査会を統合すべく、今次宗議会に提案申しあげております。

なお、令和元年秋に発生した台風第15号ならびに第19号、それぞれに対する復興支援施策についても、「災害規程（宗規第142号）」の手続きどおり提案いたしておりますので、ご議決お願い申し上げます。

次に、総大本山ならびに教区について、これは本宗の組織体系において基幹をなすものであり、本宗の諸施策を敷衍するため、あるいは効果的なものとするため、組織を維持し、さらなる連携をはかってまいります。

大本山増上寺法主八木季生台下は令和2年11月20日、大本山善光寺大本願法主鷹司誓玉台下は令和3年4月8日にそれぞれ任期満了を迎えられますことから、令和2年度内のしかるべき時期に浄土門主・法主推戴委員会を開催いたします。

また、ご法主が不在となっております大本山清浄華院につきましても、一刻も早い事態の正常化に向けて引き続き鋭意努力をしております。

なお、先の宗議会における懸案事項であります、総大本山の公器性に関する事項につきましても、この事態の正常化を待ち、関係機関に諮りながら慎重に検討を進めてまいります。

次に、調停制度につきましても、調停機能をさらに強化するため、第120次定期宗議会にて議決いただきました調停代決制度について、引き続き地方調停委員長を中心に周知に努めてまいります。

寺院等級審査は、先の第14次寺院等級審査において決定された等級を令和2年度より適用いたします。なお、調査方法につきましても、第13次寺院等級審査で実施しました、25等級以上の寺院を中央等級審査会が調査する手法を継承しております。

第15次寺院等級審査においては、先の調査方法の検証も含め、まずもって基本方針について委員会にご検討いただくこととなります。

次に、約7,000カ寺のご寺院、1万人余りの教師をはじめ、寺族や檀信徒を支える宗務庁の職員の、有効な人材活用および教育のため、職員研修につきましても、職員の自覚を促す措置として「浄土宗宗務庁職員憲章」を職員に周知し、業務に対する意欲向上をはかっております。その職員憲章に掲げられている「目指す職員像」と「求められる能力・姿勢」を具体化し、職階に応じた求められる職員像をより精密に描ける職階別研修を細分化し実施してまいります。

また、本宗の職員は、給与の財源が一宗課金という浄財で

あるとの認識のもと、いかに勤務能率を上げ、宗務行政目的を効果的に達成するかを考え、日々職務に専念しております。この一般職の職員の給与は、第121次定期宗議会におきまして「報酬及び給与等審議会規程（宗規第125号）」を改正し、諮問事項から除外するご議決をいただきました。改正以前の、平成26年4月15日付答申書の内容につきましては、検討を重ねました結果、組織のスリム化、ひいては、人件費の適正執行のご趣旨を受け、今後、本宗におきましては、常に地方自治体や民間企業の賃金動向を検証することを怠らず、重要な指標となる人件費率の適正值を設定し、悪化した際には速やかに賃金改定を検討する体制としてまいります。適正な人件費率のもとで、職務レベルを上げ、ご寺院・僧侶の皆様の満足度を高める職務を引き続き職員には求めてまいる所存です。

最後に、総合情報システムにつきましては、一定の周期での保守期限ごとに、ハード面・ソフト面共に予算を含めた検討が必要となります。令和2年度におきましては、短中期計画を樹立し、各業務システムの開発または改修に係る費用およびランニングコストの軽減を目指し、マルチベンダー状態となっている各業務システムの統合やクラウド化も含め、本宗の今後の総合情報システムのあり方を総合的に検討してまいります。

【教学部関係】

組織運営を遂行していくための3要素として、「ヒト・モノ・カネ」が知られております。いずれも不可欠な資源ではありますが、その中でもヒトは、1番目に位置付けられているとおり極めて重要であることは論を俟ちません。如何なる組織であろうとも、人材の養成は、組織の活性化に直結するものであり、将来を考える上で誠に重いミッションであります。

教学部では、すべての事業が人づくりへの行程であるとのスタンスで臨み、各関係機関と連携を密にしながら、社会変化の著しいこの時代に教師のあるべき姿を見据え、檀信徒や

一般の人々に寄り添える、現代社会に相応しい教師の養成を目指してまいります。

また、教学部が所管する開宗 850 年慶讃事業は、本宗だけに留まらず、法然上人を宗祖とする各教団とも連携を模索し、お念仏からはじまる幸せを感じながら 850 年をお迎えすることができるよう、事業の推進、そして実行に向けて準備を加速してまいりたいと考えております。

さて、教学部が令和 2 年度に重点的に取り組む事業といたしましては、次の 7 点であります。

まず、1 点目は、教師養成道場に関する改善であります。これまで教師養成道場への入行にあたっては、入行者がしっかりと覚悟を定めると共に、ある程度の日常勤行を事前に習得していただきたいという思いから、筆記や実技を伴う面談を実施してまいりました。しかしながら、甚だ残念ではありますが、実際に入行してのち、日課や集団生活になじめず、自ら下山をされるというケースが少なからず発生しているのが現状であります。

従って、この状況を改善すべく、新たに導入する入行面談は、1 泊 2 日間で道場を体験し、実際の道場生活を肌で感じ取っていただくことにより、入行するまでに心構えや事前研鑽、準備をこれまで以上に整えることが可能となります。すべての入行者が心機充実して道場に臨んでいただきたいと願うものであります。

次に、2 点目は、教師研鑽事業の拡充であります。

本事業につきましては、教化研修会館における教師研修会および実践講座を両輪として、鋭意工夫を凝らし進めてまいります。教師研修会については、ご承知のとおり、制度開始以来、より実践的且つ効果的な研修会とすべくさまざまな角度から検証を重ねており、令和元年度からは受講機会の均等措置として地方開催を開始いたしました。令和 2 年度は引き続き全国展開すべく、中四国・関東地区で開催いたします。議員各位には、是非この機会をご利用いただき、受講をお願いいたしますとともに、関係各所への受講勧奨にご協力くださいますよう、重ねてお願い申し上げます。また、実践講座は、「教学」「布教」「法式」等による僧侶力、管理運営能力、

社会貢献力など、それぞれの向上のため多岐に亘って開講しており、受講者から好評をいただいております。令和2年度は、引き続き宗内、仏教界に限らず外部からも積極的に講師を招聘し、さらに充実させ開講してまいります。

他方、京都という立地環境にあって、距離や時間的制約等の理由から、教化研修会館までお運びいただけない教師もおられます。そういった方々にも十分配慮するため、まずは京都と東京の2地点で同時開講を可能とするE-Learningを活用した遠隔地講義システムを、令和2年度より導入いたします。社会的にもテレワークや在宅学習制度が展開されている中、2点間ではありますが、このシステムの導入は実践講座の受講機会均等措置に留まらず、本宗の研修、また会議体制の大きな改革の第一歩として期待するところです。議員各位におかれましてはシステム導入へのご理解と、今後の展開につきましてもご協力賜りますようお願い申し上げます。

3点目は、教師修練道場に関してであります。教師修練道場は、入行者の減少により2年間の休止期間を経て、令和元年度に新たに教化研修会館を道場として再開し、3名の志ある教師が入行しました。

道場前期終了後、講師および指導員と共に次期開設に向けて検証を行った結果、教化研修会館での開設に支障はないとの意見を受け、令和2年度も開設を決しました。

入行者募集にあたっては、大正、佛教両大学に説明に赴き、また卒業見込学生に勧奨し、二次募集を行うなど精力的に進めてまいりました。結果、現在のところ3名の入行者希望者を得ていることから、令和2年度予算に所要の運営経費を計上しております。

いずれにしましても、教師修練道場のあり方については「教育学事規程（宗規第24号）」に定める「時代に即応した優秀な本宗教師の育成及び行学併修の教育を行う」という趣旨を踏まえ、かつて新知恩院や大本山金戒光明寺で開設していた頃の道場形態を現代において踏襲することが相応しいものか否か、本年度の開設で得たものを分析した上で課題の整理を行い、速やかに抜本的な改革に着手したいと考えております。

4点目は、布教施策の充実であります。

従来、全国の寺院における布教活動の興隆の一助として、指定布教ならびに常任布教師の両制度を設けておりましたが、これらの布教施策につきましては、既にご高承のとおり、特任布教師制度としての改革を行い、令和2年4月より実施する運びとなりました。全国の寺院がこの制度を活用することによって、法然上人のみ教えが多くの人々に弘められ、また布教活動の一層の充実につながるものと思料する次第であります。

また、従前、浄土宗ホームページに、浄土宗布教師会の協力のもと、法話を活字にした「浄土宗の法話」を毎月掲載しておりましたが、平成30年3月をもって掲載を一旦休止し、布教委員会においてそのあり方を検討してまいりました。ご承知の如く、現代では活字離れが進み、映像を中心とした情報収集へと加速的に移行しており、本宗においても時代に合わせた情報の発信へと転換させていく機縁は既に切迫した状況にあると考え、今般「浄土宗の法話」を活字形態から動画形態へと移行することといたしました。

これにより、さらに親しみやすく、わかり易いかたちで浄土宗の教えを社会大衆に弘めることができるのではないかと期待しております。

5点目は、宗宝の整備であります。

宗宝保護審議会では、新たに設定した基準により浄土宗として歴史的、教義的に重要な有形、無形の文化財を新たに厳選いただき、宗宝の見直しもいよいよ最終段階となりました。令和2年度は、これら宗宝の歴史的、教義的な価値をより広く周知するために、まずは広報活動に努めてまいります。

さらに、宗宝の整備と相俟って、今後、開宗850年事業で計画されております法然上人展（仮称）にも関係できるものと考えております。

6点目は、浄土宗開宗850年慶讃事業に関する取り組みであります。

4年後の令和6年にお迎えする慶讃の事業については、準備委員会を中心に検討が重ねられ、6つの事業を推進していく方向性をお示しいただいております。この6つの中「教区教化推進」事業において、一佛両大師軸製作の要望があり、

本宗教師が描く見事な絵が完成いたしました。来月中には、各教区への配布が完了する見込みであります。それぞれの教区において、講習会や研修会などで有効に活用されることを期待しております。

また、法式審議会監修のもと開宗 850 年お待ち受け法要の差定と表白を作成いたしました。今後、『浄土宗宗報』等を通じて発表し、また法要奉修届により配布できるよう準備を進めておりますので、各寺院におかれては、浄土開宗の意義をしっかりと受け止め、寺檀一致の上、厳修されることを願うものであります。

なお、慶讃事業の全体像やその具体性が見えにくいといった声も聴かれることから、より具体的な事業内容とそれに基づく全体予算を速やかにお示しできるよう努めてまいります。

また、平成 30 年度から 6 会計年度にわたり慶讃事業に係る課金を賦課することが議決されております。これは冒頭に申し述べましたヒト・モノ・カネのうち、カネの部分での将来的な充実をはかり、事業推進の蓄えとなるものであります。ついては、令和 2 年度においても、引き続き、特別課金の等級割負担箇所一箇所あたり 2,000 円のご負担をお願いいたします。

7 点目は、人権教育・啓発施策の充実であります。

本宗では、昭和 55 年から同和問題をはじめとするあらゆる差別の解消に向け取り組んでまいりました。このたびの機構改革では、教育活動の見地から、教学部所管のもと、すべての業務を浄土宗人権センターにおいて一元化いたしました。

近年、情報化の進展に伴い差別の形が変化し、さらには多種多様な社会状況の中で新たな差別も生じている現状があり、対応が非常に難しくなっております。差別戒名墓石の改正はもとより、障害者に対する差別の解消、LGBT に対する理解等々課題は山積しておりますが、法然上人のみ教えのもと、部落差別をはじめ一切の差別を許さない教団として、これまでの宗内の取り組みを停滞、後退することがないよう人権センターを中心として、より力強く啓発を継続し、推進していく所存であります。

【社会部関係】

まず教化活動関係では、先の第121次定期宗議会にてご議決いただいたとおり、「浄土宗教化センター規程（宗規第60号）」の廃止により、令和2年3月末日を以て、約50年に亘り本宗における地方教化の一翼を担っていただいた地方教化センターが閉じられます。4月以降は、新たに地区内教区間の相互連携および連絡調整を目的とした「地区連絡協議会」が順次設置され、今まで以上にそれぞれの地区にて活発な教育教化に関する事業活動等が展開されるよう、必要に応じた支援を積極的に行ってまいり所存であります。なお、地区での教化事業活動への助成は、従前は「地区檀信徒会」に限っておりましたが、その他の教化事業活動についても適用できるよう改め、令和2年度予算に費用を計上しております。

青少年教化関係では、近年の信行道場や子供会は、共に会所数はほぼ横ばいであるものの、深刻さを増す少子化傾向により、年々参加者が減少しつつあります。そうした社会情勢を見据え、将来の青少年教化について、新たな施策を検討してまいります。

パネルシアターでは、活動に取り組まれている本宗教師・寺族の方々からの要望を受け、実演し易い作品の制作に取り組んでおります。

海外開教では、補助金・助成金の適正化や有効活用はもちろん、将来の宗勢を踏まえ、自立を視野に入れた開教活動の活性化をはかるべく、現地に適した新たな開教活動の検討と転換を引き続き促してまいります。

ハワイ開教区では令和元年9月に、新たに石川広宣開教使が開教総監に就任、新総監のもと、開教使とメンバーが一体となり、開教活動に取り組まれることを期待しております。

北米開教区では、引き続き現本院施設の売却、移転を目指し、社会部、開教総監、本宗顧問弁護士、現地不動産ブローカー間で連絡を密にしながら、慎重に慎重を重ねて計画を進めてまいります。

南米開教区では、現在借家にて開教活動を展開しておりますクリチバ日伯寺の伽藍整備事業などが企画されており、令

和 2 年度より勧募事業を開始いたします。日本国内でも浄土宗開教振興協会が中心となり、協賛のお願いを申しあげるべく計画中であります。

国内開教では現在、国内開教地域として指定している、茨城県小美玉市およびその近郊、沖縄県豊見城市およびその近郊の 2 つの地域に対し必要な支援および指導を行うほか、新たな地域の指定につながるよう、国内開教委員会を中心に調査、検証し、指定案件については速やかに手続きを行ってまいります。なお、ご高承のとおり、本宗の開教施策に関しましては、浄土宗開教振興協会からの支援も重要であり、同協会には、さらなる会員増加と活性化が期待されることから、一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

社会福祉関係では、平成 25 年に具申された「浄土宗における社会福祉推進事業」に基づき、令和 2 年度より新たに、「お寺での介護者カフェ」活動の普及推進をはかってまいります。これは、地域コミュニティの一員である寺院が、“社会に慈しみを”の具現化を見込める、実践可能な活動であります。

各位ご承知のとおり、超高齢社会に突入した現代社会では介護に関する課題が山積しております。この「お寺での介護者カフェ」は、介護従事者の「孤立」という課題に対し、息抜きや悩みを吐露する場、情報交換の場としてお寺を提供する活動であり、さらには地元行政や地域包括支援センターとの連携により、介護者への公的支援や専門家による助言へとつなげる橋渡しを担うことも期待されます。この活動は社会福祉推進委員会による協議と浄土宗総合研究所「超高齢社会における浄土宗寺院の可能性」研究班による研究成果を踏まえ普及推進をはかってまいります。既に試験的に全国の 14 カ寺に対し、調査および立ち上げに関する支援を目的に専門知識を有する研究員を派遣、現在、うち 10 カ寺にて実際に「お寺での介護者カフェ」の立ち上げに至っております。この結果をもとに、令和 2 年度より正式な普及推進の活動として、研究員の派遣を行っていく計画であります。

出版事業は、『浄土宗宗報・和合』『浄土宗新聞』『かるな』などの定期刊行物をはじめ、寺院、教師、檀信徒の多様なニーズに合った企画、発刊に努めてまいります。少子高齢化、

過疎化などが社会問題となる中で、葬儀の簡略化など寺院を取り巻く状況も刻一刻と変化し、課題も複雑化しています。こうした中で生じてくるさまざまなご要望、あるいは社会事象等を敏感にキャッチし、檀信徒教化、寺院運営等に資する企画を進めてまいります。特に“研鑽・教化情報誌”と謳う『和合』においては、教化研修会館を所管する教学部、社会情勢を鑑み教化研究を行う総合研究所とも連携し、より「役立つ情報誌」であるよう、企画に工夫を凝らしてまいります。

各地域の講習会などにおける出版物の出張販売は、一人でも多くの方に商品を手にする機会としていただきたく、例年よりも何う地域、回数を増やします。単なる販売に留まらず、出版物に関するさまざまなご意見を頂戴することが大きな意義の一つと認識しております。ご要望などに真摯に向き合い、どのようなかたちで具現化できるかを思案してまいりますので、何なりとお聴かせください。

「浄土宗新聞」の拡大販売について、第121次の宗議会においてご提言いただきました。開宗850年に向け、宗を挙げて推進していけるよう、現在、計画を策定しているところでありますので、絶大なるご協力をお願い申し上げます。

視聴覚伝道関係として全国37局のラジオ放送局で行っているスポット放送「とっておきの20秒」は、『浄土宗月訓カレンダー』の標語とそれをもとにしたエッセイで構成したもので、引き続き毎月24・25日の正午頃を中心に放送しております。また、平成29年2月からスタートしたインターネット動画サイト「YouTube」における動画の配信については、広く一般に浄土宗の認知度を高めてもらえるような魅力あるコンテンツを充実してまいります。

広報事業につきましては、公式ホームページおよび浄土宗ネットワークなどのウェブ媒体を中心に、より見易く、且つ正確な情報を心がけ、リニューアルをはかります。社会部から総合研究所に委託しております、広報やデジタル事業のあり方の研究が令和2年度に始まる予定ですので、これを活かし、総合的なウェブ環境の構築、ニーズに合った広報に努めてまいります。

なお、これまでの議会でもたびたびご進言いただいております。

ます東京庁舎の改修について、新築や移築など考え得る可能性を網羅して検討の結果、現庁舎の修・改築がもっとも現実的であるとの結論に至り、その方向で進めることといたしました。令和2年度は、庁舎各所の老朽状況などの詳細な調査を実施し、具体的な修・改築案の策定に着手する予定であります。

【企画調整室関係】

令和2年度は、機構改革の継続推進、浄土宗総合研究所や公益財団法人浄土宗ともいき財団との連携を重視します。

また、中長期計画の一環として財政計画の策定、それに基づく主計の仕組みを確立してまいります。

まず、機構改革については、第121次定期宗議会で議決されました「審議会規程（宗規第145号）」が10月に施行されます。

この審議会は、宗議会正副議長および特別職の議員を除く宗議会議員全員と有識者若干人で構成し、3部1室それぞれが担う業務について協議し、提言する役割を担います。この審議会を通じて、本宗を取り巻く諸々の課題を議員諸大徳と議論し、本宗の望ましいあり方を共に描いてまいりたいと存じます。

なお、今次定期宗議会では、本件に係る既存の会議体の廃止、統合について、多くの規程の改正または廃止の議案を提出しております。詳細は後ほど提案理由説明において各所管より説明いたしますが、審議会構想を具体的に進めるために必要な議案ですので、何卒ご理解をお願いいたします。

次に、浄土宗総合研究所については、第121次定期宗議会で議決を得た組織運営体制の抜本的改革を受け、令和2年度から本格的に始動いたします。

特に、総合研究所のいわば理事会、意思決定機関として新たに設けた「所内会」を通じて、所内の管理だけでなく、当局との連携を充実させております。令和2年度は、16本の研究プロジェクトのほか、当局からの委託研究3本に取り組みます。その中でも「第7回宗勢調査」の調査結果を分析す

るプロジェクトは、3部1室それぞれの課題分析や施策の立案に直結するものであり、まさにシンクタンクとしての役割を果たすこととなります。3部1室との連携の中で専門知による研究を提供し、当局の意思決定と執行を助け、審議会が担う衆望・議論と相俟って、本宗のあるべき未来が自ずと浮かび上がってくるものと考えております。

次に、公益財団法人浄土宗ともいき財団につきましては、寺院の社会貢献活動への支援事業が好評であります。それ故に、事業領域が近似している社会部との最適な連携のあり方を検討し、本宗寺院に対し望ましい方策を構築してまいりたいと考えております。

令和2年度の予算について申し上げます。これまで挙げました方針をもとに、機構改革後2年目の予算を編成いたしました。宗務サービス向上のため、新規事業の立ち上げ、あるいは既存事業の見直しを行いました。令和元年秋には消費税増税もありましたが、予算の適正配分に努め、等級割課金、特別課金の等級割1箇の金額を前年と同額に据え置くことといたしました。

以上、前期からの政策を継承しつつ、新しい内局の本格的始動となる令和2年度の指針を申し述べました。その中には本宗議会でご議決をいただかなければならない案件が含まれております。議員諸大徳におかれましては、慎重にご審議の上、何卒議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。